

一臨時併業ノ場合ハ日給ノ大割支給スル事
 一工場設備ノ改善ハ急進ニシテ之ヲ實現スル事
 一作業用消耗品賣入會社側ニシテ買入スル事
 一解雇者斂束ハ無條件ニシテ復職セシムル事
 一労働組合ハ公認ニ關シテハ考慮ノ上善處ス
 (但シ組合加入ニ關シテハ絶體壓迫セザル事)
 一労働總同盟加入ノ從業員ハ産業協力ノ指導精神ニ互邦
 一工場内規ヲ遵守シ能率増進相互福利ノ増進ノ爲メ
 誠意ヲ以テ作業ニ精勵スル事

右決議事項ハ二月十日ヨリ之ヲ實施スルモトス
 昭和十二年二月九日

會社副社長

從業員代表

片柳敬之助
 上 山 精三
 田村 芳吉
 佐藤 清之助
 飯塚 孝三
 熊手 彦三
 上 原 隆
 小松川 繁
 肥田 弥平治

勞務第三二三號

昭和十二年二月十七日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田 稼吉 殿
 陸軍大臣 杉山 元 殿
 海軍大臣 米内 光 殿
 社會局長 官 殿
 各縣府縣長 官 殿

(當該處に於て是等ノ事項ニ對シテ)

日本特殊鋼合資會社ノ労働爭議ニ關スル件 (發生報)

要旨

- (1) 從業員三名は特選労働要求を撤回して二月十日特選労働同盟會を組織し會社側要請會を結成し互に切斷シテ策メ
- (2) 會社側ト同是會側ト二回會見シテ是等殊殊條件ヲ折衝シテ
- (3) 同會側ト會社側ト互に協議會ヲ開議ス
- (4) 會社側ハ是等殊殊條件ヲ同是會側ハ罷業ノ公憤向テ
- (5) 以上世等關係ノ所屬大義業ニ於テ之ヲ折衝シ互に切斷シテ

